

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2023/10/16号 (No. 543)

=====

【ジェトロ北京事務所からのお知らせ】

平素より CHINA IP Newsletter をご愛読いただきありがとうございます。

今般、中国 IPG では、今年度第3回目の「人材育成セミナー（日本語）」を開催いたします。

セミナーでは、「中国における知的財産権侵害関連裁判実務」と題して、万慧達知識産権の朱志剛先生よりご講演をいただきます。

今次セミナーについては、IPG 会員企業以外の皆様も参加が可能ですので、ご興味ありましたら、下記登録フォームより、参加登録いただければ幸いです。

申込フォーム：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/20231026>

提出期限：2023年10月23日（月）

開催日時：2023年10月26日（木）14時30分～17時（日本時間）

開催場所：ジェトロ北京・上海・広州事務所又はオンライン（Zoomを利用）

※各会場での参加人数には限りがあり、先着順となります。

言語：日本語（日中逐次通訳）

なお、参加人数等の把握のため、複数の方の参加を予定されている企業様におかれましても、個別に参加登録をいただきますようお願いいたします。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

◆ お問い合わせ先：

ジェトロ北京事務所 知的財産権部

担当：太田、鹿兒島、馮、崔

電話：+86-10-6528-2781

E-mail：PCB-IP@jetro.go.jp

【ジェトロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、「米中経済協議会がアンケート調査結果を発表、知財保護の印象は昨年より若干改善」と題する記事を作成しました。

本記事は、9月下旬に米中経済協議会が発表した「USCBC 2023年 会員向けアンケート調査」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○ 【香港発中国創新 IP 情報】 米中經濟協議会がアンケート調査結果を発表、知財保護の印象は昨年より若干改善

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20231009.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

○ 法律・法規等

1. 内モンゴル自治区、12月より専利促進・保護条例を施行(中国保護知識産権網 2023年10月12日)

○ 中央政府の動き

1. 「専利転化運用特別行動案(2023-2025年)」、国務院が採択(中国政府網 2023年10月10日)
2. 国家知識産権局と国際商標協会、商標保護に関して意見交換(国家知識産権網 2023年10月8日)
3. 中国、専利審査能力の強化へ＝第4回専利審査検索大会を開催(国家知識産権網 2023年10月6日)
4. 中国・デンマーク、知的財産権分野での協力強化へ(国家知識産権網 2023年9月28日)
5. 国家知識産権局申局長とOAPI長官が北京で会談(国家知識産権網 2023年9月27日)
6. 中国とエチオピア、知的財産における協力を深化(国家知識産権網 2023年9月26日)
7. 国家市場監督管理総局、民間經濟發展支援のための新措置を発表(国家市場監督管理総局公式サイト 2023年9月22日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京天津河北が知的財産権の迅速共同保護で活動交流会を開催(北京市政府公式サイト 2023年10月11日)

【華東地域】

2. 嘉興市と台州市、国家級知的財産権保護センターの整備に着手(国家知識産権網 2023年10月9日)
3. 江蘇省知識産権局と商務庁、展示会での知的財産権保護を強化(国家知識産権網 2023年10月7日)
4. 福建省、国内初の地理的表示インテリジェント監視管理プラットフォームを発表(中国保護知識産権網 2023年10月10日)

【その他地域】

5. 「一帯一路」沿線地域イノベーション發展支援：西部12省・自治区・直轄市が戦略的協力協定締

結(中国知識産権資訊網 2023年10月8日)

6. 晋冀魯豫四省で知的財産権保護の協力を目指す協力協定に署名(中国保護知識産権網 2023年10月7日)

○ 司法関連の動き

1. 民間経済強大化のための「指導意見」発表＝最高人民法院(最高人民法院公式サイト 2023年10月10日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

1. 「マオタイ酒」偽造販売犯罪、江蘇省で摘発＝3人が有罪(中国法院網 2023年10月7日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 全国バイオ医薬産業知的財産権保護連盟が発足(中国知識産権資訊網 2023年10月10日)

○ 統計関連

1. 北京、人口1万人あたりの特許保有件数で全国首位(中国保護知識産権網 2023年10月11日)

2. 国家級の知的財産権保護センターと迅速保護センター、100カ所以上に拡大(国家知識産権網 2023年10月11日)

○ その他知財関連

1. 国際商標協会と中華商標協会、知財協力協定締結(中国保護知識産権網 2023年10月11日)

=====

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 内モンゴル自治区、12月より専利促進・保護条例を施行★★★

内モンゴル自治区人民代表大会常務委員会が9月27日に「内モンゴル自治区専利促進・保護条例」(以下「条例」と略称)を発表した。12月1日より施行される。

「条例」は、専利(特許、実用新案、意匠を含む)の促進と保護制度を明確に規定している。革新をさらに推進し、専利の品質を高め、専利成果の転化を促進することを目的としている。また、創造者の権益を保護するための施策も盛り込まれている。

「条例」は、専利促進と保護の体制・メカニズムの健全化を重点としており、自治区人民政府は、専利の地域間協力を推進する責任を持つことが明記されている。さらに、紛争解決、情報共有、学術研究、人材育成などの取り組みを進め、対外交流協ルートを拡大していく方針が示されている。

「条例」は、専利詐称行為や繰り返しの専利権侵害行為に対する違法責任を明確にしており、専利の健全な発展と利用を目指していることが伺える。そして、これらの行為を知りながら便宜条件を提供する者に対しての違法責任も具体的に規定されている。

新たな「条例」の施行は、地域の革新力をさらに高め、専利の品質と保護を向上させることが期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2023年10月12日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202310/1981724.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. 「専利転化運用特別行動案（2023-2025年）」、国務院が採択★★★

国務院の李強総理が10月10日に主宰した国務院常務会議において、「専利転化運用特別行動案（2023-2025年）」が審議され、正式に採択された。

この会議では、特許、実用新案、意匠を含む専利の転化・運用の推進と、専利価値の発掘、専利集約型産業の発展が、質の高い発展を推進する戦略的任務であるとの立場が強調された。そのために、政府は専利の質の向上と政策インセンティブの強化の両面から取り組む方針が打ち出された。

具体的には、実際の需要に基づき、科学研究のテーマをより緻密に検討し、専利の転化と実用化を促進するための制度やインセンティブ政策の確立に取り組むことが明らかにされた。さらに、専利の転化と実用化の障壁を取り除き、市場サービスを最適化するとともに、良好なイノベーションの生態系を築くことで、イノベーションの実際の生産力への転化を加速させる方針が明確にされた。

(出典：中国政府網 2023年10月10日)

https://www.gov.cn/govweb/yaowen/liebiao/202310/content_6908226.htm

★★★2. 国家知識産権局と国際商標協会、商標保護に関して意見交換★★★

先日、北京で、中国国家知識産権局（CNIPA）の盧鵬起副局長と国際商標協会（INTA）のアセドCEO、フレデリックス会長との間で、商標保護に関する会談が行われた。

盧副局長は、CNIPAの商標保護の強化への取り組みや、商標審査の品質と効率向上の実績などをアセドCEOとフレデリックス会長に紹介した。同時に、双方の緊密な交流を今後も継続し、INTAからの有益な提案を積極的に取り入れる意向を示した。

アセドCEOからは、INTAが推進している商標保護に関する研究の最新動向や、2024年に米国アトランタで開催が予定されている年次総会の情報が共有された。

また、中国の商標法の改正や、今後の協力プロジェクトの進め方など、具体的な協力内容についても意見交換が行われた。この会談は、両組織の協力関係をさらに強固にするための一歩となることが期待される。

(出典：国家知識産権網 2023年10月8日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/8/art_53_187875.html

★★★3. 中国、専利審査能力の強化へ = 第4回専利審査検索大会を開催★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)は、知的財産権の審査能力を一層強化し、品質と効率を向上させるため、第4回専利（特許、実用新案、意匠を含む）審査検索大会を実施した。

オンライン形式で開催されたこの大会は、北京や江蘇、広東を含む8カ所の競技場で、18の技術領域ごとに同時に進められた。専利局に所属する約4000名の審査官が参加し、一堂に会して各種技術と法律に関する知識と技能を競った。

このイベントは、CNIPAが目指す世界トップクラスの専利審査機関としての地位確立の一環として位置付けられている。大会を通じて、審査官たちの技術理解や専利検索の手法、法律適用能力が一層向上した。これにより、専利審査の品質と効率がさらに向上することが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2023年10月6日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/6/art_53_187855.html

★★★4. 中国・デンマーク、知的財産権分野での協力強化へ★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)の申長雨局長は先日、デンマーク特許商標庁(DKPTO)のソレンセン長官、デンマーク王国の駐中国大使モラー氏と会談を行った。この会談で、両国間の知的財産権戦略や最新の取り組み、そして共通の関心事に関する詳しい意見交換が行われた。

CNIPAとDKPTOは、近年その協力関係を絶えず深めており、今回の会談もその一環として実施されたものである。申局長は、環境保護技術や持続可能な発展に関して、実務的な協力を増やす方向での交流を続けていきたいとの考えを明らかにした。

一方で、ソレンセン長官は、両国がこれまで実施してきた協力プロジェクトの成果を高く評価した。今後は、両国のイノベーション主体を中心として、さらに優れたサービスの提供を共同で推進していきたいとの意向を示した。モラー大使もまた、中国とデンマークの知的財産権部門が緊密に連携し、新たな課題への共同取り組みを強化していくことを期待していると述べた。

会談の後、特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムの延長に関する共同声明が双方の代表者によって調印された。これにより、両国間の知的財産権に関する協力関係がさらに強化されることとなる。

(出典：国家知識産権網 2023年9月28日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/28/art_53_187841.html

★★★5. 国家知識産権局申局長とOAPI長官が北京で会談★★★

9月19日、中国国家知識産権局(CNIPA)の申長雨局長が北京で、アフリカ知的財産機関(OAPI)長官のDenis Bohoussou氏と会談した。Bohoussou長官は第12回中国知的財産権年會に出席するために中国を訪れた。会談にはCNIPA副局長の盧鵬起氏も同席した。

申局長は、OAPIは同局のアフリカでの重要な協力パートナーであり、双方は長い間に緊密な関係を維持し、効果的な協力事業を展開してきたとの認識を示し、協力領域をさらに拡大し、より多くの成果を上げるための共同努力を続けていく意向を表明した。Bohoussou長官は、中国との協力関係を

一層深め、協力レベルを高めて双方のイノベーション、経済、社会の発展に寄与することを望むと語った。

両長官はまた、地理的表示の保護、人材育成訓練、人的交流などについて意見交換を行った。

(出典：国家知識産権網 2023年9月27日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/27/art_53_187816.html

★★★6. 中国とエチオピア、知的財産権における協力を深化★★★

9月19日、北京において、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長が、第12回中国知的財産権年會に出席するために訪中しているエチオピア知的財産庁（EIPO）のバラキ長官と会談を行なった。双方は、特許審査や職員の育成研修に関する事項など、具体的な協力内容に関する意見交換が行われた。

中国とエチオピアは2011年より知的財産権に関する協力関係を確立し、多くの共同プロジェクトを実施してきた結果、数多くの成果を上げてきた。エチオピアが今年、正式にBRICS（ブリックス）への加盟を果たしたことにに関して、申局長は「エチオピアのBRICS加盟を機に、二国間の協力、そしてBRICSの枠組みの中での連携をより強固にし、さらなる成果を上げていきたい」との意向を明らかにした。

一方、バラキ長官は、ブリックスへの加盟がエチオピアの経済・社会発展に新たなチャンスをもたらしていると強調。CNIPAとの協力関係をさらに強固にし、対話の強化や経験の共有を通じて実務的協力を進めていく意向を示した。

(出典：国家知識産権網 2023年9月26日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/26/art_53_187797.html

★★★7. 国家市場監督管理総局、民間経済発展支援のための新措置を発表★★★

国家市場監督管理総局（SAMR）が先月、民間経済の発展を後押しするための22項目の措置を公表した。これは、安定し、公平かつ透明な、かつ予期できる発展環境を持続的に構築し、民間経済の活力とポテンシャルを最大限に引き出すための取り組みとして位置づけられている。

この措置は、7月14日に中国共産党中央委員会と國務院が共同で発表した「民間経済の発展と成長の促進に関する意見」の実施を徹底する目的で策定された。具体的には、▽発展環境の持続的な最適化、▽政策による支援強化、▽法的保障の強化、▽質の高い発展の実現、▽民間経済の発展を促進・支援する社会的雰囲気醸成といった5つの方面から、22項目の措置が明記されている。

特に、「法的保障の強化」の部分においては、知的財産権保護の強化が提案されている。「守護」と名付けられた不正競争に対する特別法執行キャンペーンを展開し、営業秘密の侵害や模倣混同などの不正行為、そして悪意ある商標の抜け駆け登録行為などが厳しく取り締まられることとなる。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2023年9月22日)

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgnr/xyjgs/art/2023/art_0b6a0534f92d458cbf6e5d60c3cbfda6.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京天津河北が知的財産権の迅速共同保護で活動交流会を開催★★★

北京、天津、河北の知的財産権保護センターは先日、知的財産権の迅速共同保護に関する活動交流会を開催した。

交流会では専利（特許、実用新案、意匠）の予備審査、迅速な権利保護、地理的表示の保護、知的財産権担保登録などの活動に関する交流が行われ、専利予備審査割り当て管理、権利保護支援活動体制の改善などをめぐって意見が交わされた。

北京、天津、河北は昨年4月、知的財産権の迅速共同保護メカニズムを確立した。これまでに電子商取引関連の知財侵害判定、知財紛争調停に関するシンポジウムと研修訓練の実施、雄安サブセンターの建設などを共同で実施し、地域をまたぐ知的財産権の共同保護活動の拡張と品質向上で多くの成果を上げている。

(出典：北京市政府公式サイト 2023年10月11日)

https://www.beijing.gov.cn/ywdt/gzdt/202310/t20231011_3275078.html

【華東地域】

★★★2. 嘉興市と台州市、国家級知的財産権保護センターの整備に着手★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)は最近、長江デルタ地域の重要都市である嘉興市と台州市（浙江省）に国家級知的財産権保護センターの設立を認可した。嘉興市のセンターはハイエンド装備製造産業に、台州市のセンターはハイエンド装備製造及び省エネ・環境保護産業に対して、迅速な知的財産権協同保護活動を行う予定である。

これにより、国内の国家級知的財産権保護センターの総数は65カ所となり、浙江省だけで5カ所が確認された。

両市は国内の主要な装備製造産業基地としての位置づけがあり、新たな知的財産権保護センターの設立は、知的財産権の総合サービス提供の強化、革新資源の集結加速、ビジネス環境の最適化、そして革新チェーンと産業チェーンの融合強化に寄与することが期待される。

(出典：国家知識産権網 2023年10月9日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/9/art_53_187888.html

★★★3. 江蘇省知識産権局と商務庁、展示会での知的財産権保護を強化★★★

江蘇省知識産権局と省商務庁が最近、「展示会での知的財産権保護の強化に関する通知」を出し、展示会における知的財産権の保護を強化するよう要請した。

この通知によると、知的財産権の保護強化に関する具体的な取り組みには、▽展示会責任者と連絡員制度の導入などによる協調・連携メカニズムの改善、▽開催前のリスク警告、知財保護に関する出展者承諾、適時な紛争処理に関する制度の整備、▽知的財産権部門と商務部門による会場での共同巡査、▽知的財産権に関する迅速共同保護機関の役割の発揮、▽知的財産権保護に関する普及啓発と研

修訓練の実施一などが含まれている。

(出典：国家知識産権網 2023 年 10 月 7 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/7/art_57_187873.html

★★★4. 福建省、国内初の地理的表示インテリジェント監視管理プラットフォームを発表★★★

福建省漳州市にて、全国初となる「地理的表示(GI)インテリジェント監視管理プラットフォーム」の発足式が行われた。このプラットフォームは福建省市場監督管理局が開発し、地理的表示の登録から保護に至る全ライフサイクルを網羅する革新的な業務ツールである。

このシステムの主な目的は、GI データの分析、研究、判断や GI 情報の管理、専用標識の使用申請、オンラインでの権利保護といった業務をサポートすること。さらに、福建省内の各級 GI 監督管理部門に向け、インテリジェント情報技術を駆使して効率的な業務運用を支援する。

今後、福建省はこのプラットフォームのさらなる普及と効果的な運用を推進。地域の特色ある産業の発展や農村振興を支援するため、GI 標識の有効活用と監視管理の強化を目指すとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 10 月 10 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/fj/202310/1981668.html>

【その他地域】

★★★5. 「一带一路」沿線地域イノベーション発展支援：西部 12 省・自治区・直轄市が戦略的協力協定締結★★★

9 月 26 日、四川省成都市で「一带一路」沿線地域のイノベーションと発展をテーマとした西部地域の交流イベントが開催され、注目を集めた。この会合には、中国西部の 12 の省・自治区・直轄市からの代表が参加し、「一带一路」沿線の国と地域の知的財産権とイノベーション発展を支援するための戦略的協力協定の締結を果たした。

締結された「協定」によれば、参加 12 地域は、知的財産権の法律や政策の交流、人材の育成、行政法執行による知的財産権保護、さらには特許技術の移転や産業化の協力といった、7 つの主要な分野での連携と協力を強めていく方針となっている。

イベントでは、さまざまなセッションが展開され、専門家による講演や経験の共有、プロジェクトのプレゼンテーション、現地調査などが行われた。特に、知財権の移転と実用化に関するプロジェクトが 280 以上紹介され、その取引金額は 50 億元を超える規模となっている。また、イベント中に 3 つのプロジェクトに関して現場での契約締結が成立した。

(出典：中国知識産権资讯网 2023 年 10 月 8 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138648

★★★6. 晋冀魯豫四省で知的財産権保護の協力を目指す協力協定に署名★★★

2023 年 9 月 21 日、河北省承德市において、山西省（略称：晋）、河北省（冀）、山東省（魯）、河南省（豫）の 4 省が参加する「晋冀魯豫知的財産権保護協力経験交流会」が開催された。国家知識産権

局や国家市場監督管理総局、さらに承徳市政府の指導者らが出席し、四省の 19 都市から 80 名を超える法執行担当官が参集した。

この会議のハイライトとして、承徳市市場監督管理局主宰の下、改訂された「晋冀魯豫四省地域間知的財産権保護協力協定」に署名が行われた。この協定により、参加各部門は調査や証拠収集、事件の相談や支援、重大事件への連携、さらには合同での法執行強化など、相互協力や情報共有などの原則をもとに、更なる協力を進めることが明確化された。

会議ではまた、協力プロジェクトの参加都市において知的財産権侵害への対応として計画された共同法執行特別行動について、具体的な手配が行われた。これにより、地域間の知的財産権の保護がより一層強化されることが期待される。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 10 月 7 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sx/202309/1981536.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 民間経済強大化のための「指導意見」発表＝最高人民法院★★★

最高人民法院は、10 月 10 日の記者会見において「法治環境の最適化による民間経済の発展・強大化の促進に関する指導意見」を公表した。また、民間企業や企業家の財産権の保護に関連する 12 の典型的事例を紹介した。

この「指導意見」は、7 月 14 日に中国共産党中央委員会と国務院が発表した「民間経済の発展と成長の促進に関する意見」を具体化したものであり、その精神を具体的な行動へと移す形となっている。

具体的には、法に基づく民間企業の財産権や企業家の権利の保護、公平で誠実な市場競争環境の確保、法的手段を用いた民営企業の発展とガバナンスの促進、司法裁判による法的保障の質と効果の向上、そしてその実施の強化などの 6 つの観点から、総計 27 の具体的措置が示されている。

特に、市場への統一的な参入の保障、行政権力の濫用による不公正な競争の排除、プラットフォーム企業の独占への法的規制の強化、模倣や商標の不正な登録行為の取り締まり、そして知的財産権の懲罰的賠償制度の徹底的な実施など、知的財産権の保護強化が強調されている。これにより、中国の民間経済の健全な発展と企業の権益保護が期待される。

(出典：最高人民法院公式サイト 2023 年 10 月 10 日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/413942.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

★★★1. 「マオタイ酒」偽造販売犯罪、江蘇省で摘発＝3 人が有罪★★★

中国の代表的な酒であり、長い間消費者に愛されてきた「マオタイ酒」。しかし、その人気を悪用して偽造酒の製造・販売を行っていた犯罪グループが、ついに法の裁きを受けることとなった。江蘇省宜興市人民法院はこのほど、黄容疑者ら 3 人に登録商標詐称罪で懲役 3 年 6 カ月と罰金 20 万元

を科す判決を下した。

警察の捜査によると、黄被告は正規のマオタイ酒の瓶を安く入手し、これを洗浄した上で偽造酒を充填。偽造防止コードを取り付けて、偽のマオタイ酒を製造していた。一方、朱被告はインターネット上でこの偽酒の販売・宣伝を担当し、王被告が商品の発送業務を受け持っていた。

2022年の5ヶ月間で、彼らは合計約1200箱の偽マオタイ酒を製造し、総額約72万元の商品を販売した。同年11月には、警察がこの犯罪グループを摘発した。

法廷での審理の結果、黄被告は登録商標を無許可で使用し、他の被告人らは犯罪を幫助しており、全員が登録商標詐称罪を犯していると判断された。黄氏は主犯として、懲役3年6ヶ月と罰金20万元を言い渡され、他の被告2人は従犯として、執行猶予が適用され、罰金が科された。

(出典：中国法院網 2023年10月7日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2023/10/id/7561428.shtml>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 全国バイオ医薬産業知的財産権保護連盟が発足★★★

江蘇省知的財産権保護センターと中国薬科大学が共催した「海外知的財産権紛争への対応強化によるバイオ医薬産業の質の高い発展促進シンポジウム」が、ハイブリッド形式で開催された。このイベントで、医薬品大手の正大天晴薬業集団をはじめとする10社が中心となって発起した「全国バイオ医薬産業知的財産権保護連盟」が発足した。この連盟は、メンバーである企業や研究機関、大学の海外における知的財産権の早期警戒・紛争対応能力の向上を目指す。

また、バイオ医薬産業の海外における知的財産権紛争の対応指導作業基地や、海外知的財産権紛争対応指導江蘇省サブセンターのワークステーション等の授受式が行われた。さらに、海外知的財産権紛争対応指導江蘇分センターは、7つのサービス機関と戦略的協力協定を締結。この協定に基づき、専門家への招聘も行われた。

このシンポジウムには、国家レベルのセンターや地方サブセンター、江蘇省内外の大学、知的財産権関連のサービス機関、バイオ医薬企業等から約200人が参加。今回のイベントは、国内企業の知的財産権の保護と紛争対応を更に強化するための重要な一歩となったとみられる。

(出典：中国知識産権资讯网 2023年10月10日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138661

○ 統計関連

★★★1. 北京、人口1万人あたりの特許保有件数で全国首位★★★

北京市知識産権局の最新の統計によれば、北京市の人口1万人あたりの特許保有件数が218.3件に達し、これは全国で最も多い数値であることが明らかとなった。

近年、北京はその知的財産権の総合的な能力で国内の他の地域を大きく凌ぐ存在となっている。背景としては、革新的な技術や知的財産権の保護を重視する政策が挙げられる。具体的には、北京は全国で初めて国家特許実用化専門プロジェクトを実施。これにより、中小企業が特許技術を購入・実施

する際に、8000 万円の支援を受けることができた。また、特許オープンライセンス試行プロジェクトが開始され、約 3000 件の項目が公開された。この数字も全国でトップを誇る。

さらに、北京は中国で初めて「量子コンピューティング産業知的財産権連盟」を立ち上げ、太陽光発電産業の知的財産権運営センターの設置を前進させている。知的財産権サービスの領域においても、地域間の知的財産権取引情報の共同配信を最適化し、「インターネット+ビッグデータ+知的財産権サービス」という新しいサービス・プラットフォームの構築に取り組んでいる。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 10 月 11 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/bj/202310/1981694.html>

★★★2. 国家級の知的財産権保護センターと迅速保護センター、100 か所以上に拡大★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は最近、浙江省の嘉興市と台州市による国家級の知的財産権保護センターの設立を承認した。これにより、全国における国家級知的財産権保護センターが 65 か所、迅速保護センターが 37 か所となり、合計 100 か所以上に拡大した。27 の省・自治区・直轄市に点在し、170 以上の千億規模産業クラスターに関わっている。

昨年 1 月から今年 7 月までに、全国の知的財産権保護センターと迅速保護センターが受理した予備審査請求が 53.5%増加し、予備審査を通じて出願の登録率が 84.8%に達している。特許審査の平均所要時間が 65.2 日に、実用新案と意匠の平均所要時間が 2 週間にそれぞれ短縮された。また、知的財産権に関連する法執行支援、紛争調停、権利保護支援の事案数は 103%増の 12 万件に達した。

(出典：国家知識産権網 2023 年 10 月 11 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/11/art_55_187930.html

○ その他知財関連

★★★1. 国際商標協会と中華商標協会、知財協力協定締結★★★

国際商標協会（INTA）と中華商標協会（CTA）はこのほど、北京で協力協定を正式に締結した。この合意は、両組織間の知的財産権分野での協力を一層深化し、国際交流と協力の推進を目指すものである。

この新たな協定には、知的財産権に関連するプロジェクトや計画の開発、最新のトレンドや先進的な研究の共有、最良事例や教育リソースの共有、広報活動のサポート、および組織間の活動交流など、多岐にわたる項目が含まれている。

国際商標協会の代表は記者団に対して、「私たち国際商標協会は、知的財産権分野の重要な国際組織として、今後も積極的に国際交流と協力を推進していくつもりである。そして、知的財産権のグローバルな発展をサポートし、中国がこの分野でさらなる成功を収めることを後押ししていく」とのコメントを述べた。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 10 月 11 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sb/202310/1981695.html>

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます(※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含み

ます。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved